

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

特別養護老人ホーム エリザベート成城 契約書 別紙

〈令和7年4月1日現在〉

1. 介護保険法が定める法定料金（1級地のため、1単位が11.1円）

(1) 基本サービス料金

* 自己負担額は1割負担の方の金額

要介護度	単位数	一日の介護報酬（円）	一日当たりの自己負担額（円）	長期利用者減算 適用後（31～60 日）単位数	長期利用者減算適 用後（61日以降） 単位数
要支援1	529単位	5,871	588	503	503
要支援2	656単位	7,281	729	623	623
要介護1	704単位	7,814	782	674	570
要介護2	772単位	8,569	857	742	740
要介護3	847単位	9,401	941	817	815
要介護4	918単位	9,901	1,019	888	886
要介護5	987単位	10,956	1,096	957	955

*自己負担額が2割負担の方の金額

要介護度	単位数	一日の介護報酬（円）	一日当たりの自己負担額（円）	長期利用者減算 適用後（31～60 日）単位数	長期利用者減算適 用後（61日以降） 単位数
要支援1	529単位	5,871	1,175	503	503
要支援2	656単位	7,281	1,457	623	623
要介護1	704単位	7,814	1,563	674	570
要介護2	772単位	8,569	1,714	742	740
要介護3	847単位	9,401	1,881	817	815
要介護4	918単位	9,901	2,038	888	886
要介護5	987単位	10,956	2,191	957	955

*自己負担額が3割負担の方の金額

要介護度	単位数	一日の介護報酬（円）	一日当たりの自己負担額（円）	長期利用者減算 適用後（31～60 日）単位数	長期利用者減算適 用後（61日以降） 単位数
要支援1	529単位	5,871	1,762	503	503
要支援2	656単位	7,281	2,185	623	623
要介護1	704単位	7,814	2,345	674	570
要介護2	772単位	8,569	2,571	742	740
要介護3	847単位	9,401	2,821	817	815
要介護4	918単位	9,901	3,057	888	886
要介護5	987単位	10,956	3,287	957	955

(2) 加算料金等（1割負担の方の金額）

* 1割負担の場合であり、2～3割負担の場合には自己負担額が変更になります。

サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上 若しくは勤続10年以上介護福祉士の占める割合が35%以上 ②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上 ③介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上 介護・看護職員のうち常勤職員の占める割合が75%以上 勤続年数7年以上の者が占める割合が30%以上	①25円/日 ②20円/日 ③7円/日 上記のうちいずれかの 算定となります
看護体制加算	①常勤看護師を1名以上配置した場合 ②看護職員を基準の数に1を加えた員数以上配置し、医療 機関等に24時間連絡できる体制を整えている場合 ③①を満たし要介護3以上の利用者の占める割合が100分 の70以上の場合 ④②を満たし要介護3以上の利用者の占める割合が100分 の70以上の場合 (介護予防は除く)	①5円/日 ②9円/日 ③14円/日 ④26円/日

夜勤職員配置加算	①夜勤を行う介護職員又は看護職員を、基準の数に1を加えた以上の配置を行った場合 ②上記を満たし夜勤時間帯を通じて、看護職員又は認定特定行為従事者を配置した場合（介護予防は除く）	①20円/日 ②24円/日
機能訓練指導員配置加算	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置した場合	14円/日
生産性向上推進加算	入所者の安全並びに介護の質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行った場合 ②①に加えて、見守り機器等のテクノロジーを複数を導入している他、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合	① 12円/月 ②111円/月
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記Ⅰの加算を算定していない場合	①14.0% ②13.6% ※料金に加算

送迎加算	送迎の必要な利用者の入・退所時に事業所の車両を利用して送迎を行った場合	205円/片道
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を加算した場合	9円/回
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に個別の担当者を決めて、サービスを提供した場合	134円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状により在宅生活が困難で、緊急に入所が適当であると医師が判断しサービスを提供した場合（7日を限度）	222円/日
個別機能訓練加算	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画に基づき機能訓練を行った場合	63円/日
認知症専門ケア加算	認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	該当者の方に 4円/日
生活機能向上連携加算Ⅰ	ICTの活用等により外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを行った場合 ※個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない	111円/月 3ヶ月に1回
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを行った場合 ※個別機能訓練加算を算定している場合	222円/月 ※111円/月
緊急短期入所受入加算	介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受入れることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画書に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合（短期入所生活介護を行った日から起算して7日、やむを得ない事情がある場合は14日を限度）	100円/日
医療連携強化加算	急変の予測や早期発見等のために看護職員により定期的な巡視や主治の医師と連絡が取れない場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たした場合（看護体制加算Ⅱを算定していることが要件）	60円/日
看取り連携体制加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者様の看取り期におけるサービス提供を行った場合。死亡日及び死亡日以前30日以下に限り、7日間を限度。（介護予防は除く）	71円/日

在宅中重度者受入加算	利用者様が居宅で利用されていた訪問看護事業者による訪問看護サービスを短期入所期間中も同様にご利用した場合（介護予防は除く）	看護体制加算算定状況が ①の場合 468円 ②の場合 463円 ①②両方を満たす場合 459円 未算定の場合472円 (いずれも1日当たり)
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	56円/月

(3) 以下の条件を全て満たす場合は、自己負担額が軽減される場合があります。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③自宅以外に家屋等を所有していない
- ④負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

2. 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

(1) 食費 1日当たり 1,900円
(内訳 朝食：584円 昼食：692円 夕食：624円)

(2) 居住費 1日当たり 2,066円

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費・居住費（滞在費）の金額（1日当たり）のご負担となります。＊下記の表の通り

	食費	居住費
第1段階	300円	880円
第2段階	600円	880円
第3段階(1)	1,000円	1,370円
第3段階(2)	1,300円	1,370円
第4段階 (通常)	1,900円	2,066円

(3) 個別サービス利用料金

行事	花見、夏祭り、敬老会、クリスマス会、新年会等	実費をご負担いただきます。
クラブ活動	材料費	実費をご負担いただきます。
テレビレンタル料	居室テレビ利用料	100円／1日

(税抜)

3. 料金の支払い

上記の料金、費用は、当該月終了後に計算し請求書を発行いたしますので、支払い期日までにお振込み下さい。
お振込み以外の支払い方法については、別途ご相談に応じます。